

③「不動産取得支援」は、次のような内容です。・・・

*はじめに：

「不動産取得支援」は、連盟第50回定期総会「中長期活動計画修正」の議案で承認されました。規程の第一条には、「**教会又は伝道所の成長と伝道の進展に資するために、不動産取得にあたって、その費用の一部を支援することを目的とする**」と謳われています。不動産未取得の教会・伝道所が、全国の祈りと協力の中で、不動産を取得し、伝道をさらに進めていくために支援が用いられることを願っています。

*これまでの不動産取得支援の歴史：

多くの教会・伝道所は、西部社団や宣教団、連盟等からの支援を受けて不動産を取得してきました。1989年以降、連盟は新宿の土地を売却して資金を設定し、不動産取得支援（いわゆるBタイプ支援）をおこないました。その支援を受けて、34教会・伝道所が不動産を取得しています。しかし、2000年からはその支援が終了し、いくつかの教会は支援を受けずに自力で不動産取得に取り組んでいます。2006年度から新しく「不動産取得支援」が実施されています。

*現行「不動産取得支援」の特徴：

2006年度から実施されている「不動産取得支援」は、次のような特徴を持っています。

- (1) 支援対象は、連盟加盟教会（伝道所含む）であって、礼拝を捧げる会堂のための不動産を所有しない教会。
- (2) ただし、自己の不動産を所有している場合でも、Bタイプ支援終了後に遡って申請可能。
- (3) 支援額の上限は、500万円。一年間に一箇所支援を実施。

*申請の条件：

支援の申請をおこなうためには、次のような条件があります。

- (1) 礼拝を捧げる会堂のための不動産を所有しない教会であること。（ただし、Bタイプ支援終了に遡って申請可）。
- (2) 過去3年間の協力伝道献金が「祈りと励ましの標準比率」に達していること。
- (3) 過去3年間の年間経常献金が平均400万円以上であること。
- (4) 現在会員数が20名以上であること。

*決定までのプロセス：申請から決定までのプロセスは次の通りです。

- (1) 教会から**仮申請受付**（2012年1月）。宣教部にて正式申請の時期と順位を調整して、仮申請教会に通知（2012年2月）。
- (2) 当該年度申請順位の教会から正式申請（2012年3月）。正式申請は毎年度申請順位に基づいて提出。
- (3) 連盟からの現地調査（地区宣教主事問安）と地方連合からの助言を受ける（2012年4月）。
- (4) 理事会で審議され決定（2012年6月）。

*注意事項：

- (1) **現在、3箇所が正式申請の順番を待っています。毎年1箇所の実施を基本としていますので、今回の仮申請では、その後の順番となります。**
- (2) 支援金は土地購入資金として実施され、連盟との間で出捐比率（土地購入総額における連盟支援金比率）の確認書を交わした上で、「連盟からの出捐による不動産取得」として扱われます。詳細は「不動産取得の取扱規程」（連盟規程集291ページ）、「不動産管理处分規程」（301ページ）参照のこと。
- (3) 既に不動産を取得している場合、返済残額が支援対象となります。

*参照規程：

- (1) 「不動産取得の特別支援規程」
- (2) 「不動産取得の取扱規程」
- (3) 「不動産管理处分規程」

